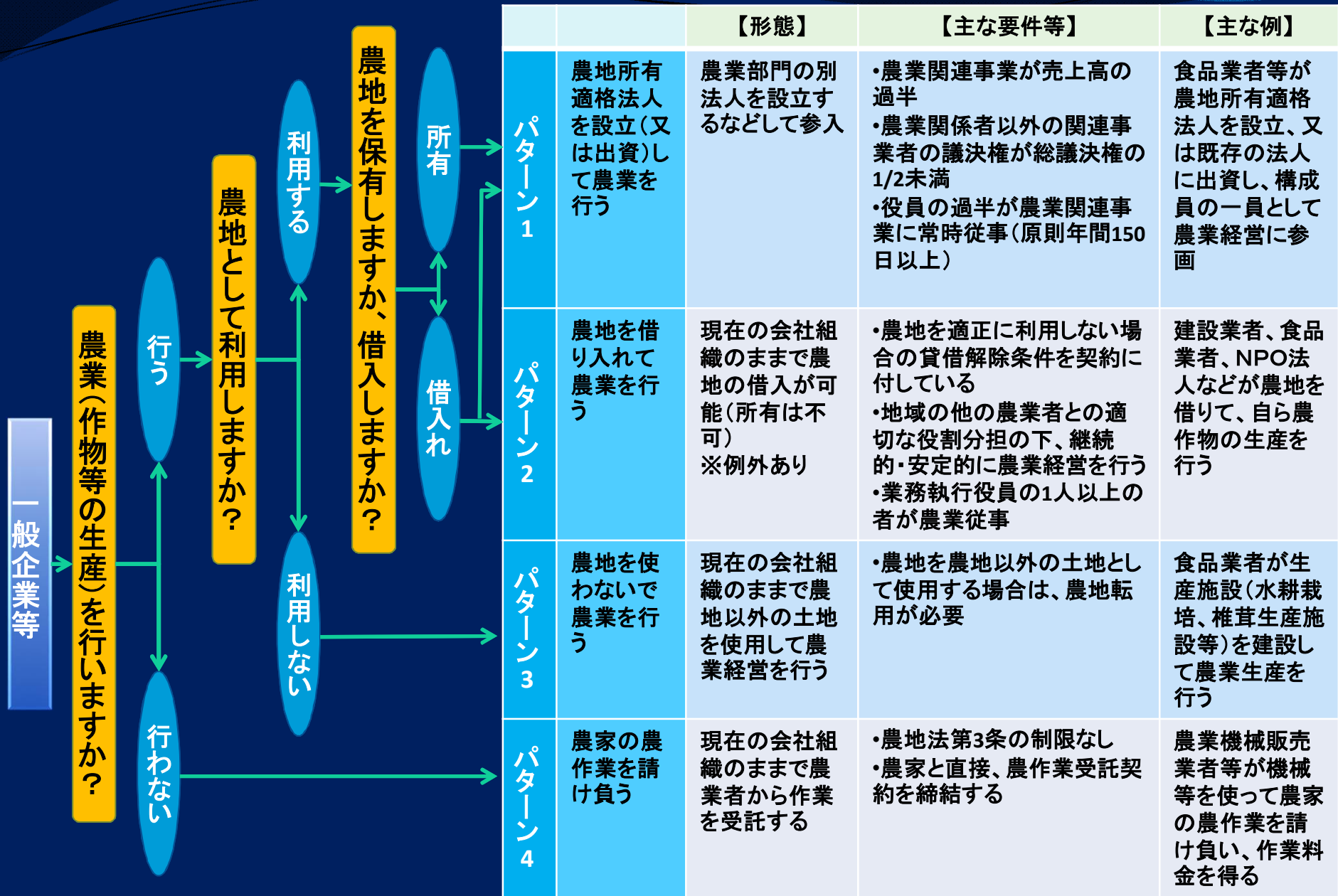


一般企業の農業参入法人のパターン(企業形態)



		【形態】	【主な要件等】	【主な例】
パターン1	農地所有適格法人を設立(又は出資)して農業を行う	農業部門の別法人を設立するなどして参入	<ul style="list-style-type: none"> 農業関連事業が売上高の過半 農業関係者以外の関連事業者の議決権が総議決権の1/2未満 役員のうち過半が農業関連事業に常時従事(原則年間150日以上) 	食品業者等が農地所有適格法人を設立、又は既存の法人に出資し、構成員の一員として農業経営に参画
パターン2	農地を借り入れて農業を行う	現在の会社組織のままで農地の借入が可能(所有は不可) ※例外あり	<ul style="list-style-type: none"> 農地を適正に利用しない場合の貸借解除条件を契約に付している 地域の他の農業者との適切な役割分担の下、継続的・安定的に農業経営を行う 業務執行役員のうち1人以上の者が農業従事 	建設業者、食品業者、NPO法人などが農地を借りて、自ら農作物の生産を行う
パターン3	農地を使わないで農業を行う	現在の会社組織のままで農地以外の土地を使用して農業経営を行う	農地を農地以外の土地として使用する場合は、農地転用が必要	食品業者が生産施設(水耕栽培、椎茸生産施設等)を建設して農業生産を行う
パターン4	農家の農作業を請け負う	現在の会社組織のままで農業者から作業を受託する	<ul style="list-style-type: none"> 農地法第3条の制限なし 農家と直接、農作業受託契約を締結する 	農業機械販売業者等が機械等を使って農家の農作業を請け負い、作業料金を得る